

カンボジア「法・司法分野人材育成プロジェクト」 離婚教材作成からみえた成果及び課題

J I C Aカンボジア長期派遣専門家

戸部友希

第1 本稿の目的

標記プロジェクト¹のテクニカルワーキンググループ（以下「TWG」とする。）は、活動開始から本稿執筆時点（2024年12月）まで、59回のミーティングを実施した。そのうち、2023年9月から2024年8月まで、30回のミーティングをあてて、離婚をテーマとする教材（以下「本教材」とする。）を作成してきた。

本教材は、カンボジア王立司法学院（Royal Academy for Justice of Cambodia。以下「RAJC」とする。）の下にある、王立裁判官・検察官養成校（Royal School for Judges and Prosecutors。以下「RSJP」とする。）において、裁判官学生（裁判官候補生）養成での活用を目的とする。現役裁判官をはじめ、実務家等に活用されることも目指し、公開される。

当プロジェクトは、「教材作成を通じた教官の能力向上、知識の組織的蓄積」を成果の一つと位置付けている²。この成果は、性質上、作成した教材の数、実施したミーティングの回数等では評価し難く、可視化が難しい。そこで、主観と指摘される部分もあるかもしれないが、現地専門家として活動する中で、経験を通してみえた成果及び課題の整理を試みたい。

第2 本教材作成の背景及び本教材の構成

1 本教材作成の背景

本教材作成は、プロジェクト初期に実施した調査の一環として開始した³。テーマは、カンボジア側メンバーとの協議により、カンボジアにおける需要の高さを反映して決定した。すなわち、各裁判所における調査において、離婚事件は事件数の上位を占め、離婚事件での判断や手続に関する質問や課題が共有されることも多く、この類型の紛争の適正な解決に対する裁判官の関心は高かった。RSJPの現行カリキュラムにおいても、民法科目合計201時間のうち、24時間を「離婚及び離婚の紛争解決の技術」の科目に充てている。本教材は、当該科目で使用することを念頭に作成したものである。

¹ プロジェクトの概要は、伊藤みずき「カンボジア『法・司法分野人材育成プロジェクト』の開始—プロジェクトの計画・策定経緯を中心に—」（ICD NEWS第94号36頁）をご覧ください。

² 脚注1の43～44頁をご覧ください。

³ 調査及び本教材作成開始の経緯は、「カンボジア『法・司法分野人材育成プロジェクト』のワーキンググループ活動～調査フェーズ～」（ICD NEWS第98号53頁）をご覧ください。

2 本教材の構成

本教材の構成は以下のとおりである。

序文／略語一覧／はじめに

第1章 概要 (Course Outline)

A 離婚の種類と要件

B 離婚の効力

1. 親権者の定め (民法1037条)
2. 共通財産分割 (民法980条)
3. 子の監護に要する費用の分担の定め (民法1040条)
4. 子と面会し交流する方法 (民法1040条)
5. 扶養料の定め (婚姻家族法76条)

C 離婚請求の手続

D 離婚事件における他の請求の手続

E 裁判の作成

第2章 事例 (+ 教官用資料)

A 事例1 (訴えによる離婚の離婚原因、争点の特定、管轄等)

B 事例2 (合意離婚、親権者指定、共通財産分割の手続等)

C 事例3 (訴えによる離婚の請求棄却事由等)

D 事例4 (共通財産分割)

第3章 研究質問 (+ 教官用資料)

第4章 書式例 (+ 実際の裁判書)

別紙 別紙1：離婚請求権に関するTheory A及びTheory Bの説明

別紙2：親権者の定めに関する説の説明

別紙3：子の監護に要する費用の算定方法

別紙4：決定の効力

別紙5：扶養料請求の見解に関する説明

引用資料

(1) 第1章 概要 (コースアウトライン)

当該科目において、教官が最低限教えるべき項目を簡潔に示す。請求・申立てごとに実体的・手続的要件や抗弁、考慮方法等を整理し、重要な点については説明を加えた。

(2) 第2章 事例

事例と設問を通じて、要件、効果や手続の理解を問うケーススタディである。学生用教材とは別に、「教官用資料」を作成し、各設問の解答例及び指導のポイント(出題趣旨、解説、補足説明等)をまとめた。

(3) 第3章 研究質問

要件、効果や手続等に関する簡潔な短文の問題である。予習や復習の際、学生が自ら研究し、体系的に整理することを目的とする。事例と同様に「教官用資料」を作成した。

(4) 第4章 書式例

JICAプロジェクトフェーズ5の成果物である書式例を利用した。同書式例がない合意離婚決定について、新たに書式例を作成した。「教官用資料」には、教官が任意で活用できるよう、メンバーが提供した実際の判決例及び決定例を掲載した。

(5) 別紙

法解釈につき見解が分かれた点に関する整理、議論の過程で問題になった点の補足説明、将来的に法解釈や実務の発展に資すると思われる事項等が記載されている。

(6) 引用資料

関連する法令、過去のJICAプロジェクトの成果物を具体的に列挙した。適切な資料へのアクセス及び成果物の活用を促すことを目的とする。

第3 本教材作成からみえた成果

1 教育能力（民事法の解釈・適用能力を含む）の向上

(1) 演習問題作成の技術

調査では、養成上の課題として、演習問題等、法の解釈・適用をトレーニングする教材が少ないことが共有された。教官が作成する教材（レジュメやスライド）にも、条文の内容を順番にあげるものが多い。試験では条文の持込みが禁止されることもあり、学生は条文を暗記する必要がある。条文を大切にすることを反映したものである一方、条文の内容をそのまま問う問題にもつながりやすい。そこで、本教材は、事例4問と研究質問22問を導入した。問題数とパターンは限られているが、今後の教材作成において、演習問題の一例となる。入学試験を含む、試験問題作成の技術強化の効果も期待できる。

問題作成技術については、当初メンバーが問題をドラフトした段階では、問題文を見ても設問に答えることができない問題（例えば、事例には当事者双方の主張だけが書かれており、設問は判決主文と理由を書くよう求める問題など）、条文に書かれている内容そのものを問う問題（例えば、「離婚の種類は何かがあるか」、「離婚原因はどのようなものがあるか」と問う問題など）、出題趣旨が不明確な問題なども目立った。

本教材作成の過程では、問題を作成する際の視点の共有に努めた。すなわち、事例の多くは、メンバーがドラフトしたものに対して、修正案の提案及び提案の趣旨を説明する作業を繰り返すことで作成した。研究質問も、メンバーのドラフトを

ベースに、概念間の比較を加えるなど、学習効果を高める視点を提案した。また、当初メンバーが作成したドラフトにはなかった、前述の「教官用資料」を作成することにし、解答例、出題趣旨、解説等を並行して議論する中で、問題の不十分な点を発見し、修正を加えた。

このような作業を重ねる中で、メンバーが起案した「教官用資料」の指導のポイントには、出題趣旨が分かりやすく指摘されるようになった。解説の内容には、例えば、事例1の検討段階で議論したことが事例3の指導のポイントでは簡潔にまとめられるなど、ミーティングで議論したことがメンバーにおいて咀嚼された上で反映された。メンバーから追加の問題案が出された際には、関連する条文の趣旨を踏まえて答えさせる問題、解釈が分かれ得る問題について検討させる問題を作成していた⁴。

(2) 要件の整理と判断の言語化

調査では、例えば、離婚訴訟において、「原告はもう被告と一緒に生活する感情がない」といった理由で離婚認容判決がされる場合があることがうかがわれた。このような判決をすれば、裁判所は要件⁵をきちんと検討せずに結論を導いているとの指摘を免れず、ひいては裁判に対する深刻な不信を招く。こうした課題に向き合う必要がある。

本教材作成過程においては、まず、離婚事件に関する申立てごとに実体的・手続的要件や考慮事項を整理した。また、判断の難しい要件について議論した。例えば、離婚原因の「婚姻関係が破綻して回復の見込みがない」（民法978条1項5号）につき、どのような事情を考慮し重視しているか、どのような場合は悩ましいと考えたか、などをメンバーと議論した。その上で、その結果を「婚姻関係が破綻して回復の見込みがないとの評価をサポートする事情の例」という形で構成し、「教官用資料」にまとめた。

この作業を経て、離婚原因につき「当事者の主張を曖昧なまま審理しないように努め、根拠となり得る事情を当事者と共有して審理するようになった」と、早速実務に応用したメンバーもいた。このような整理の積み重ねは、判断の透明性向上に資すると考える。

(3) 法解釈に対する意識

法解釈の課題として常に指摘されるものの一つが、実務家が、法解釈には唯一の解があると考ええる意識である。養成の場面でも、学生に複数の考え方を教えると混

⁴ 例えば、「Xは、配偶者Yを被告として訴えによる離婚請求をした。裁判所は、Xの離婚請求を認容し、子の親権者指定をし、当事者の申立てに応じて、共通財産分割、子の監護に要する費用の分担を判決で定めた。これに対して、被告Yは、離婚請求を認容したことについては不服はないが、親権者指定、共通財産分割、子の監護に要する費用の分担の附帯処分不服があるとして控訴した。その場合、離婚の効力は生じるか。」

⁵ 民法978条1項は、訴えによる離婚（離婚の合意がない場合）の離婚原因はにつき次の5点を定める。

- 1 配偶者に不貞な行為があったとき。
- 2 配偶者から正当な理由なく遺棄されたとき。
- 3 配偶者の生死が一年以上明らかでないとき。
- 4 配偶者が一年以上継続して婚姻の本旨に反する別居をしているとき。
- 5 その他、婚姻関係が破綻して回復の見込みがないとき。

乱するため一つの答えを教えなければならないという姿勢がある。さらに、その答えは最終的には J I C A 現地専門家が示すべきという意識も強かった。当然、裁判所の実務が安定することは重要であり、資料が極端に限られているという背景も理解できる。しかし、自力で法の解釈を展開し、判例等によって解決していかなければならない将来を見据えたとき、歴代の現地専門家は、いかに主体的に論理を展開してもらうかに苦心してきた。

本教材作成の過程では、こうした課題への対応として、メンバーがドラフトした教材の内容を検討する中で生じた疑問や論点を一つ一つ議論した。その象徴的な一つが、離婚請求権の個数に関する議論⁶である。契機は、請求権を問う設問の解答例に、「民法978条1項5号に基づく」との記載を入れるべきか否か、という形で生じた。当初は、現地専門家ないし上級のポジションにあるメンバーの一声で決めるという雰囲気もあったが、現地専門家は、各見解の論拠を整理して議論をすることを助言し、メンバーは、書面で意見を出し合った。議論を尽くしたことにより、各見解への相互理解が深まり、自説の見解の弱点も理解することができた。その結果、メンバーから、教材本文には「TWGの多数見解」を示した上で、各見解を学生に自ら考えさせたいという意見が出るに至った。本教材の中には、「別紙1：離婚請求権に関する Theory A 及び Theory B の説明」という別紙がある。これは、学生に両見解を考えさせたいとの思いから、議論後にメンバー自ら作成したものであり、上記のような議論の過程と、メンバーが理解した内容がまとめられている。また、本教材には、「別紙2：親権者の定めに関する説の説明」という別紙もある。これは、離婚の際に親権者について争いがない場合の親権者指定の裁判の要否⁷について、複数の見解を紹介し、それぞれの論拠や問題点を整理したものである。別紙2も、離婚請求権の議論で行った経験を踏まえて、大激論の末、メンバーが何度も加筆修正を繰り返して作成されたもので、その議論の過程が示されている。

TWGは、離婚請求権の個数に関する議論に5回、親権者指定の裁判に関する議論に4回のミーティングを費やした。この科目で教えるべき内容のバランスからみ

⁶ 民法978条1項に規定される離婚請求権は、各号ごとに異なる離婚請求権を構成するか、1項全体で「婚姻関係が破綻して回復の見込みがないとき」を要件とする1つの離婚請求権を構成するか、という問題である。過去のJICAプロジェクトで作成された民訴法要説では、前者を前提とした説明がされているが、本教材は後者をTWGの多数見解として記載した。

⁷ カンボジア民法には、協議離婚制度はない。夫婦が離婚に合意した場合、裁判所は、当事者双方が真に離婚による婚姻関係の解消を望んでいるかどうかを認めた後に、非訴訟事件手続において、決定により、離婚をさせることができる（合意離婚。民法979条、非訴訟事件手続法3条、別表4項5号）。ここで、①合意離婚は、親権者の協議ができたことを要件とするか、②親権者の協議ができていない場合であっても、離婚の裁判（判決・決定）主文において親権者指定の裁判をすべきか、という問題がある。コースアウトラインのドラフト段階で、「親権者の合意がある場合、裁判所は、親権者の指定をしてはならない。」という記載が適切か否か、という形で生じた。この問題は、民法979条に加え、以下の規定の整合的な理解が問題となる。民法1037条は、父母が離婚をするときは、父母の協議で、父母の一方を子の親権者と定めなければならないとし（1項）、協議が調わないとき、または協議をすることができないときは、裁判所が、子の利益を考慮して、親権者を定めるとしている（3項）。人訴法22条1項は、裁判所は、離婚の訴えを認容するときは、職権により親権者の指定についての裁判をしなければならないとしている。一方、非訴訟事件手続法には、人訴法22条1項と同旨の規定はない。また、非訴訟事件手続法は、対象事件を限定列举するところ、民法1037条による親権者指定は列挙されていない。

たとき、与えられた時間の中で、他の議論に割くべき時間を圧迫したのも事実である。しかし、これらの議論の過程は、当該論点の枠を超えて、以下の点で意義があったものとする。第一に、法解釈の考え方・教え方として、実務慣行を強調し過ぎず、各見解の論拠、問題点、帰結の分岐点等を整理して議論することの意義を共有した。なお、現地専門家はメンバーから個別に質問を受ける際、「自分の考え」と「想定される反対意見」を検討して記載するよう求めているところ、この試みを始めた当初に比べると、最近では、特に「想定される反対意見」の記載が具体的かつ確なものが多くなったと感じている。現地専門家の意見も相対化され、結論だけを受け入れることなく、論拠を徹底的に追及されるようになった。第二に、法解釈において、当該条文の文言のみならず、関連する規定に目を配って体系的にとらえたり、立法者の意図を推し量る意識を強化した。そして、第三に、養成の場面においても、複数の見解があり得ることを許容し、学生に自ら考える機会を与え、考える力をつけさせようと試みるようになった。

以上のように、多角的な検討を経た上で、理由を提示して結論を導くプロセスの強化は、法解釈能力の向上とともに、判決の論理性向上、透明化にも資するものとする。

(4) 理論と実務の結びつき

調査では、主張と証拠の整理、事実認定、判決主文に関する課題も共有された。例えば、争点の特定が適切にできないまま証拠調べをする、証拠をどのように評価したのかが判決書から明らかでない、主文の記載が不適切で執行に困難が生じるなどである。一方で、「R S J Pは実務家養成を行うところであり、理論を教えるところではない」との意識から、理論面の強化に対して消極的な印象を受ける場面もあった。

本教材作成の過程では、実務への導入を意識した内容も取り入れ、かつ、理論との結びつきを意識した。例えば、本教材のコースアウトラインには、離婚判決の主文の記載に関して、3つの例（「原告と被告を離婚する。」、「原告と被告を離婚させる。」、「本判決確定日から、原告と被告を離婚させる。」）が、各長短とともに記載されている。極めて実務的で細かな問題に感じられるかもしれない。実際、当初は、クメール語の自然さの問題を中心に議論されていた。しかし、議論の過程では、判決の種類（給付、形成、確認）と効力、判決主文特定の意義を正確に理解していないと思われたため、これらの問題に掘り下げ、各長短を検討した。実務的な問題から理論面の理解を深めた例である。

(5) 実務上生じている問題に対する検討

調査やTWGミーティングでは、実務家やメンバーから、離婚事件に関して、多くの質問や課題が共有された（その内容の例は、別紙をご覧ください。）。

本教材は、その目的や時間の制約等から、全ての質問や課題に応え得るものとはなっていない。しかし、本教材は、実務家にも活用される資料となることを視野

に、可能な限り、共有された質問や課題を念頭に置いて作成した。

本教材の「別紙」や「教官用資料」には、設問とは直接関係しなかったり、細かすぎると思われるような補足説明も多数ある。その背景には、実務上生じている課題に対する議論の経過をできる限り蓄積したいというメンバーの思いがある。将来の法解釈や実務での議論の手がかりになることを期待する。

(6) 養成における裁判例の活用

カンボジアでは、従来は判決が公開されておらず、かつ、判決を批評することに対する抵抗感からか、実際の裁判例を素材とした養成は活発ではないようである。本教材作成の過程では、前述のとおり、メンバーが提供した判決を参考にした。2024年2月に実施された第1回本邦研修においても、当プロジェクトのアドバイザーグループ委員である岡本陽平弁護士のご指導の下、判決の分析に関するワークショップを行った。JICAプロジェクトフェーズ5において実現した判決公開も経て、養成において、裁判例を参照したり分析することも行われるようになっていく。

2 カリキュラム・教材作成体制の強化（知見の組織的蓄積・共有）

(1) 本教材が公開されることの意義

過去のJICAプロジェクトにおいては、質の高い教材が作成された。プロジェクト終了後は、教官は各々、レジュメやスライドを作成してきたが、RSJPにおいて組織的な教材作成・改訂はされなかった。各教官が苦勞して作成した教材は、あくまで教官個人のものであり、組織的な蓄積はされてこなかったようである。

本教材が「RSJPの教材」として公開されることにより、組織的な教材改訂・作成への一歩となることが期待される。

(2) 若手人材の強化

ア 若手裁判官の主体性・コミットメントの強化

教材作成の議論を始めた当初は、教材は現地専門家がドラフトし、カンボジア側メンバーはその内容を現地専門家から教わるという意識が感じられる場面も多かった。

本教材作成の過程では、こうした意識に対し、カンボジア側の主体性を徹底して強調した。結果として、本教材は、前述のとおり、全編カンボジア側のドラフトに基づいて作成した。ドラフト担当メンバーは、教官や現地専門家の指摘に対し、納得した場合には修正し、納得しなければ何度もコメントをやり取りした。当初ドラフトにはなかった「教官用資料」も、若手裁判官が分担して担当し、修正も担当者自ら行った。

将来にわたり、教材の改訂・作成を継続するためには、若手メンバーのコミットメントを強化し、若手主体の形にシフトすることが欠かせない。一つ目の教材作成において、この形を貫徹できたことは、それが実現し得るものであることを

互いに確認できたという意味でも大きな収穫となった。

イ 教官から将来の教官への技術の継受

R A J Cの教官体制の現状は、かつてJ I C Aプロジェクトで教官候補生として養成された教官が、現在まで裁判官として重要なポジションで裁判実務を行いつつ、教官業務を兼務している。現教官が、若手教官候補者に対して、かつてプロジェクトで教官候補生に実施したようなT o Tを実施する体制を構築することは現実的ではない。

本教材作成のプロセスのように、教官候補者が中心に教材をドラフトし、これに現教官等が助言をする形であれば、現実的な形で、現教官の知見の継受・活用を期待できる。知見共有の一つの形を提示できたものとする。

(3) 教材自体への知見の蓄積

ア 教材の応用可能性

本教材作成の過程においては、初期に構成と型を設定した。前記第2の2で示した構成（章レベルのもの）は、各科目に共通に必要性の高いものを検討した結果である。この構成は、今後作成する他の科目の教材においても、性質上可能な限り応用することを予定している。また、作成過程で確認した注意点を抽出したガイドラインを並行して作成している。

イ 過去の成果物へのアクセス

調査では、残念ながら、従前のJ I C Aプロジェクトで作成された資料を、現役裁判官が十分に活用できていないことがうかがわれる場面にも遭遇した。

本教材では、従前の成果物である教材や書式例等を引用することで、既存の成果物の活用を促進し、情報を集約して効率的なアクセスをできるようにした。また、既存の成果物の内容に対する理解を深めるために敷衍して説明するなどした。

ウ 「教官用資料」

単発の資料等は、内容の重要性に反して散逸しやすく、共有も難しい。一方、教材のように公式な形になっているものは、持続的に活用されやすい。

本教材では、T W Gミーティングで出た質問に対する議論の結果等は、多少本筋から逸れるとしても、補足説明として「教官用資料」に記録することを許容した。

3 教育方法の研究・実践に関する成果

本教材は、現行のカリキュラムに対応し、前述した「離婚及び離婚の紛争解決技術」の科目で使用することを念頭に作成した。科目に対応した教材を作成したことで、当該科目のシラバスを作成する機運が高まった（現在、実際にシラバスを作成している。）。

これを契機として、R A J Cにおいて、シラバスを作成・普及することができ

ば、計画的な養成の実施、養成内容の透明性向上、将来的なカリキュラム全体の見直しにもつなげることができると期待している。

第4 教材作成からみえた課題

1 教育能力（民事法の解釈・適用能力を含む。）に関する課題

(1) 演習問題作成の技術

前述のとおり、教材の要は、事例問題をはじめとした適切な演習問題の作成であるが、本教材で作成できたパターンは限られている。現状では、条文を単純に引用して解答を導くような問題になるおそれがある。多様なパターンの演習問題につき、知見を共有するとともに、メンバーにおいて実際に手を動かし、経験として共有していく必要がある。

また、現状では、教官が作成している教材自体には事例問題が多くない一方、教官は、実務上生じている問題を講義の中で取り上げて紹介することも多いようである。このような実務家が実際に直面した問題を出発点として、法解釈の問題を抽出・整理し、簡素化した事例を作成するプロセスも有用であると考えられる。

(2) 民法・民訴法の理解の深まりと問題解決の能力

本教材作成の過程においては、民法・民訴法の知識の偏りや、基本的な概念に対する理解につき強化が必要である面がみられた。

例えば、別紙B-2.2.6の問題について、裁判官においても、「債権者が一方配偶者のみに全額を請求すれば不公平だ」といった理由で、当事者や債権者の主張に沿った判断が必要であると認識していることがうかがわれた。このような理解は、民法上の連帯債務に関する対債権者の問題と、連帯債務者間の求償の問題を混同している。また、第三者が夫婦の離婚事件に介入する根拠や、債権者が「連帯債務の分割」を請求する訴えの利益等、訴訟法上の問題も含む。分析的な検討を経ず、公平性や紛争解決の便宜等に飛躍して判断する傾向は、翻って、民法や民訴法の理解の深まりに課題があることを示す。

(3) 法解釈の技術

前述のとおり、法解釈において、条文の文言を重視する一方、前後の条文を含めた体系的な検討が不十分であったり、条文の背景にある趣旨を十分考慮せずに検討しているように感じられることがある。

例えば、別紙C-1.2の問題は、人事訴訟法における民訴法の規定の適用除外の趣旨や、欠席判決に対する故障申立てが認められる趣旨を検討することにより、結論を導くことができると考えているが、この点の認識の共有が容易ではなく紛糾した。

(4) 養成の到達ラインの設定

(2)(3)で指摘した点につき強化が必要である一方、実務的で生じる問題は発展している。裁判官学生養成の段階で何をどこまで教えるべきか、到達点を探る必要がある。

る。

例えば、前述の離婚請求権に関する問題（別紙1.2も参照）は、理論的には、処分権主義や弁論主義に関する問題を生じるが、その議論の過程では処分権主義の問題と弁論主義の問題とを混同した様子がみられ、この点の強化の必要性が感じられた。一方で、裁判官の実務的な関心は、その点において、どこまで釈明権を行使するか、という点に集まった。また、内縁に関する問題は、実務では繰り返し取り上げられる問題であり、法解釈上も重要な問題である。一方で、養成（離婚の科目）において、内縁の問題を取り上げることについては、まずは離婚を優先すべきとして、消極的な意見な意見も強かった。

養成時間は限られている一方、学生の能力を一から実務に耐えうるレベルまで引き上げることを求められる中、各科目の到達ラインを見極めながら、それに合わせた教材を作成する必要がある。

2 カリキュラム・教材作成体制（知見の組織的蓄積・共有）に関する課題

(1) 自律的な体制への移行

前述のとおり、若手を中心として、現教官と教官候補者が協働して教材を作成することは、教材作成体制として一つの有用な形である。現段階ではTWGがその役割を担うが、段階的に自律的な体制に移行させていく必要がある。また、教材・カリキュラムの周知についても不十分であることから、これらの情報が集約され普及される仕組みを設ける必要があり、学校運営面での事務局の強化も欠かせない。

(2) 繰り返される論点

従前から問題点として把握されているが、未だ解決しない実務上の問題が数多く存在する⁸。JICAプロジェクトの各フェーズにおいて、日本側の先生方や現地専門家も交えて時間をかけて議論をしたにもかかわらず、次のフェーズで同じ論点が繰り返されることもある。その都度議論が深まっているとしても、非効率は否めず、前述のような理解の深まりの偏りにもつながりかねない。カンボジア側主導で、議論の成果を確実に蓄積し普及する姿勢を強化したい。

3 教育方法の研究・実践に関する課題

本教材の理解度は、TWGメンバー間でも幅がある。すなわち、ドラフトを担当したメンバーは内容を深く理解している一方、議論の過程に全面的にコミットしていなかった教官にとっては、扱いにくい問題があると予想される。今後、教える立場となる現役裁判官に対する普及も必要である。また、シラバスを作成し、教材を用いた指導を実践していく中で、課題を発見し、改訂等のタイミングで反映していく必要がある。

⁸ 別紙とともに、篠田陽一郎「カンボジアにおける判決等調査報告書（2019年）（1）」（ICD NEWS第79号60頁）もご覧いただきたい。

第5 結び

以上、甚だ不十分ではあるが、できる限り具体例を取り上げながら、現段階での成果及び課題の整理を試みた。成果に関しては、本教材作成の過程でできたことは限られており、息の長い粘り強い支援の中で、関係者が向き合ってきた一つ一つの取組みが芽を出しているものである。こうした視点で考えれば、本プロジェクトの成果を得るためにも、やはり現時点で整理できた課題に一つ一つ向き合っていくしかない。TWGは、すでに次の教材作成にも着手している。

(別紙) 離婚事件に関して共有された問題の例⁹

A 離婚の種類と要件

1 訴えによる離婚

- 1.1 離婚の訴え（民法978条）¹⁰において、請求を特定するのに必要な事実（民訴法75条2項2号）と請求を理由づける事実（民訴法75条3項）は何か。
- 1.2 民法978条1項は、各号ごとに各別の請求権を定めたものか、1つの請求権を定めたものか。裁判所は、原告が1号の事由を主張して離婚を請求したのに対し、2号の事由を理由として離婚請求を認容することができるか。
- 1.3 「原告が婚姻関係を続ける感情がない」というだけで離婚請求が認められるか。どのような事情が、「婚姻関係が破綻して回復の見込みがない」（民法978条1項5号）との評価をサポートするか。
- 1.4 離婚認容判決の主文はどのように作成すべきか。実務や書式例で使用されている主文（「原告と被告を離婚させる」、「原告と被告を離婚する」等）の根拠及び法的な問題点は何か。

2 合意離婚

- 2.1 合意離婚（民法979条）¹¹の申立ては、双方申立てによるべきか、又は、一方当事者のみであることができるか。一方当事者のみによって申立てができるとする場合、裁判所はどのような点に注意して審理をすべきか。
- 2.2 合意離婚は、未成年子の離婚後の親権者の指定につき協議が調っていることを要件とするか（離婚後の親権者につき協議が調っていない場合に、非訴訟事件手続において、合意離婚とともに親権者指定の裁判をできるか）。

3 内縁（伝統的な婚姻）の解消

⁹ 関係法令については、法務省法務総合研究所国際協力部（ICD）のウェブサイトのカンボジアのページ（https://www.moj.go.jp/housouken/housou_houkoku_cambo.html）に掲載の日本語訳を参照した。

¹⁰ 民法第978条（離婚原因）

(1) 夫婦の一方は、左の場合に限り、離婚の訴を提起することができる。

- 1 配偶者に不貞な行為があったとき。
- 2 配偶者から正当な理由なく遺棄されたとき。
- 3 配偶者の生死が一年以上明らかでないとき。
- 4 配偶者が一年以上継続して婚姻の本旨に反する別居をしているとき。
- 5 その他、婚姻関係が破綻して回復の見込みがないとき。

(2) 裁判所は、第1項の場合であっても、離婚が配偶者又は子に著しい生活の困窮又は耐え難い苦痛をもたらすときは、一切の事情を考慮して、離婚の請求を棄却することができる。

(3) 裁判所は、第1項第4号又は第5号の事由がある場合において、離婚の請求をしている者が配偶者に対する協力及び扶助を著しく怠っていることによりその請求が信義に反すると認められるときも離婚請求を裁量により棄却することができる。

¹¹ 第979条（合意離婚）

婚姻の当事者は、双方が離婚に合意した場合は、裁判所に離婚の申立てをすることができる。但し、裁判所は、当事者双方が真に離婚による婚姻関係の解消を望んでいるかどうかを認めた後に、離婚をさせることができる。

- 3.1 内縁はどのような場合に成立するか。関連する日本の判例を共有してほしい。
- 3.2 内縁（婚姻登録¹²のされていない伝統的な「婚姻」）を解消する場合、離婚とどのような違いがあるか。内縁の解消を求める訴え及び財産分割等の申立てがされた場合、裁判所は、内縁の解消、親権者指定、財産分割等の裁判をすることができるか。できないとする場合の理由は何か。

B 離婚の効果

1 親権者の指定

- 1.1 離婚の際の親権者指定（民法1037条¹³）において考慮すべき「子の利益」（同条3項）は、どのような事情を考慮して判断するか。
- 1.2 （合意離婚は、未成年子の離婚後の親権者の指定につき協議が調っていることを要件とすることを前提にした場合）合意離婚の決定と同時に、主文において、親権者指定をすることができるか。

2 共通財産分割

2.1 共通財産分割の対象（夫婦財産制に関する問題を広く含む。）

- 2.1.1 夫婦財産契約の登記（民法970条2項¹⁴）がされているが、それに即した個別の不動産登記がされていない場合に、当該不動産の第三者に対して、夫婦財産契約の内容を対抗できるか。夫婦財産契約の登記はされていないが、夫婦財産契約に基づく不動産登記がされている場合に、当該不動産の第三者に対して、夫婦財産契約の内容を対抗できるか。
- 2.1.2 婚姻期間中、夫婦双方に対する贈与によって取得した財産は、民法972条2号¹⁵によって特有財産になるのか、民法973条¹⁶によって共通財産になるのか。

¹² 第955条（婚姻の届出・登録）

(1) 婚姻は、婚姻の届出、公告及び戸籍吏の面前での婚姻契約の締結並びに婚姻登録によって効力を生ずる。
 (2) 第1項の婚姻の届出、公告、婚姻契約の締結及び婚姻登録は、身分登録令所定の手続にしたがってこれを行わなければならない。

¹³ 第1037条（離婚の際の親権者の決定）

(1) 父母が離婚をするときは、父母の協議で、父母の一方を子の親権者と定めなければならない。
 (2) 子の出生前に父母が離婚した場合には、母が出生した子の親権者となる。ただし、子の出生後に、父母の協議で、父を親権者と定めることができる。
 (3) 第1項または第2項の協議が調わないとき、または協議をすることができないときは、裁判所が、子の利益を考慮して、親権者を定める。

¹⁴ 第970条（夫婦財産契約の要式性・対抗要件）

(1) 夫婦財産契約は、書面により締結しなければならない。
 (2) 夫婦が法定財産制と異なる契約をしたときは、登記をしなければ、これを第三者に対抗することはできない。

¹⁵ 第972条（特有財産）

以下の財産は、配偶者の一方に単独で帰属する特有財産とする。

- 1 配偶者が婚姻前から有する財産
- 2 婚姻期間中、配偶者が贈与、相続、遺贈により取得した財産
- 3 第1号又は第2号の財産の処分の対価として得た財産

¹⁶ 第973条（共有財産）

共有財産は、第972条（特有財産）第2号及び第3号を除く財産で、婚姻期間中に夫婦双方又は一方が取得したあらゆる財産をいう。

- 2.1.3 「婚姻期間中」(民法973条)は、どの期間を指すか。始期について、婚姻登録前に結婚式を行った場合に、結婚式を基準とする余地があるか。別居をした場合、別居時を終期とすべきか。
- 2.1.4 共通財産と物権法上の共有ではどのような違いがあるか。
- 2.1.5 夫婦の一方に対する債権者は、共通財産を差し押さえることができるか。できないとする場合、その根拠は何か。
- 2.1.6 離婚と同時に共通財産分割をしなかった場合、離婚時から共通財産分割までの間、共通財産であった財産の性質はどうなるか。夫婦の一方の債権者は、共通財産であった財産を差し押さえることができるか。
- 2.1.7 共通財産分割の手続で共通財産分割の対象となる財産の範囲に争いがある場合において、裁判所が、申立人の主張する財産の一部の共通財産性を否定する場合、財産分割の申立てを一部却下すべきなのか。申立人は、裁判所の上記判断に不服がある場合、どのような不服申立てをすることができるか。

2.2 共通財産の分割の割合及び方法

- 2.2.1 民法980条2項2号¹⁷の各事由は同じ価値を有するか。夫婦がそれぞれ異なる特別の事情を取り上げる場合、どのように考慮し、裁判すべきか。
- 2.2.2 婚姻期間中、夫婦の一方が共通財産を他方配偶者の同意(民法976条1項)¹⁸なく処分した場合、その事情を共通財産分割において考慮すべきか。離婚後、共通財産分割までの間に、処分した場合はどうか。
- 2.2.3 共通財産分割において、調整金の支払によって調整が可能であることの法的根拠は何か。
- 2.2.4 調整金の支払を担保するため、「Xが調整金の支払うことを条件として、土地Lの所有権をXに取得させる。」との主文を作成で

¹⁷ 第980条(財産分割)

- (1) 夫婦が離婚をする場合には、当事者双方の協議にしたがって公正に財産の分割が行わなければならない。
- (2) 夫婦間で協議ができない場合には、以下の各号にしたがい財産の分割を行う。
 - 1 各配偶者は第972条(特有財産)に定める特有財産を取得する。
 - 2 各配偶者は特有財産に加えて、共有財産の2分の1を受け取る権利を有する。但、特別の事情がありかつ夫婦の一方の請求により、裁判所は、財産取得、維持、増加に対する各当事者の寄与の度合い、婚姻期間、婚姻中の生活水準、各当事者の年齢、心身の状況、職業、収入及び稼働能力、子の利益等一切の事情を考慮して共有財産の分割を行うこともできる。
- (3) 家事労働は、家庭外労働と同等に価値あるものとみなされなければならない。

¹⁸ 第976条(夫婦共有財産の処分)

- (1) 夫婦の共有財産は、双方の同意がなければ売却し、その他の処分をすることができない。
- (2) 第1項の規定にかかわらず、夫婦の一方は、婚姻共同生活を営み、生計を維持するうえでやむをえない事情があるときは、裁判所の許可を得て共有財産を売却し、その他の処分をすることができる。
- (3) 夫婦の一方が他方の同意を得ることなくかつ裁判所の許可を得ずに共有財産を処分した場合には、同意を与えなかった配偶者は、その共有財産が家族の居住用の不動産であるときは処分を知った時から2年間、その他の財産であるときは処分を知った時から1年間、その処分の取消しを裁判所に請求することができる。

きるか。できないとする場合、その他に、調整金の支払を担保する適切な方法はあるか。

2.2.5 裁判所は、共通財産分割の裁判の主文において、「土地Lは、Xの持分2分の1、Yの持分2分の1の共有にする。」とした。Xは、上記裁判に基づいて、裁判所に対し、換価のための強制売却（民訴法499条）¹⁹を申し立てることができるか。できない場合、裁判所は、共通財産分割の裁判主文において、Xが土地Lを強制売却できる旨の裁判をすることができるか。できる場合、どのような主文を作成すべきか。

2.2.6 共通財産分割において、夫婦が連帯債務²⁰の分割を求める場合や、債権者が夫と妻に債務を半分ずつに分割するよう求める場合、裁判所は、共通財産分割の裁判において、これらの求めに応じた判断をできるか。

3 子の監護に要する費用の負担

3.1 子の監護に要する費用（民法1040条）²¹はどのような事項を考慮して計算するか。日本では複雑な計算をすると聞いたが、計算方法を共有してほしい。

4 子との面会・交流の方法

4.1 子との面会交流の方法を定める際に考慮すべき「子の利益」（民法1040条6項）はどのような事項を考慮して判断するか。親権者指定における「子の利益」（民法1037条3項）とはどのような点が異なるか。

¹⁹ 第499条（留置権による強制売却及び換価のための強制売却）

留置権による強制売却及び民法その他の法律の規定による換価のための強制売却は、担保権の実行としての強制売却について本法が定める規定により行う。

²⁰ 第975条（債務に対する連帯責任）

以下の債務について、夫婦は連帯してその責に任ずる。

1 夫婦の共同生活を維持するための費用及び子の教育や医療など監護のための費用

2 夫婦双方が婚姻中に書面により債権者と合意した債務そのほかの義務、夫婦の一方が婚姻中他方の書面による同意を得て負担した債務そのほかの義務

3 共有財産の管理及び維持のための費用

²¹ 第1040条（子と同居していない親の権利および義務）

(1) 離婚後、子の親権者でなくなった親は、子と面会し交流する権利を有し、かつ、子の監護に要する費用を分担する義務を負う。

(2) 離婚しようとする父母は、面会・交流の方法および子の監護に要する費用の分担について協議し、定めなければならない。

(3) 認知した子と同居していない父は、面会・交流の方法および子の監護に要する費用の分担について、母と協議し、定めることができる。

(4) 第2項および第3項の協議が調わないとき、または協議をすることができないときは、裁判所は、父または母の請求によって、面会・交流の方法および子の監護に要する費用の分担を定める。

(5) 子の利益のため必要があると認めるときは、裁判所は、父または母の請求によって、面会・交流の方法および子の監護に要する費用の分担を変更することができる。

(6) 裁判所は、第4項および第5項の裁判にあたって、面会・交流については子の利益を優先し、子の監護に要する費用の分担については父母の生活環境および経済事情を考慮して、定める。

(7) 父または母が、協議しまたは裁判所に請求することができないときは、子の4親等内の親族は、第4項および第5項の請求をすることができる。

C 離婚に関連する手続

1 人事訴訟手続

1.1 離婚の訴えにおいては、民訴法220条（裁判上の和解）が適用除外される（人訴法13条2項）²²。一方、民法984条は、「裁判所は、当事者の一方が離婚を強く求めている場合であっても、和解を勧告し試みることができる」としている。裁判所は、離婚の訴えにおいて、和解に関し、何ができ、何ができないか。また、民法984条の「和解」ができた場合の手続はどのようなになるか。²³

1.2 離婚の訴えにおいては、民訴法201条2項²⁴（欠席判決）が適用除外される（人訴法13条1項）。離婚の訴えにおいて、被告が口頭弁論に欠席した場合、裁判所はどのように対応するか。離婚請求を認容する判決をしたとすれば、その判決は「欠席判決」か。

2 非訴訟事件手続

2.1 非訴訟事件手続において、双方の当事者がある事実を認めた場合、自白の拘束力や不要証効はあるか。

2.2 非訴訟事件手続の決定の効力の内容はどのようなものか。判決や民訴法上の決定とどのような点が異なるか。

²² 第13条（民事訴訟法の規定の適用除外）

(1) 人事訴訟の訴訟手続においては、民事訴訟法第94条（時機に後れた攻撃防御方法の却下）、第96条（自白の擬制）第1項、第140条（当事者本人の尋問）第2項、第153条（当事者が文書の提出を命ずる決定に従わない場合等の効果）、第156条（筆跡の対照による証明）第4項、第200条（原告に対する欠席判決）、第201条（被告に対する欠席判決）第2項の規定並びに同法第123条（証拠裁判主義）第2項の規定中裁判所において当事者が自白した事実に関する部分は、適用しない。

(2) 人事訴訟における訴訟の目的については、民事訴訟法第220条（裁判上の和解）から第222条（和解調書等の効力）までの規定は、適用しない。

²³ KUNTHEA Sreysocheata「被支援国の独自の規程の一例—カンボジアにおける離婚訴訟と和解」（ICD NEWS 第94号51頁）をご覧ください。

²⁴ 第201条（被告に対する欠席判決）

(1) 被告が弁論準備手続の第1回期日に出頭しないときは、裁判所は、弁論準備手続を直ちに打ち切って、口頭弁論の第1回期日を指定しなければならない。

(2) 被告が口頭弁論期日に出頭しないときは、裁判所は、被告が原告の事実上の陳述を自白したものとみなし、原告の請求を正当とするときは欠席判決により原告の請求を認容し、正当としないときは原告の請求を棄却しなければならない。ただし、被告がそれよりも前の弁論準備手続期日または口頭弁論期日で原告の主張を争っていた場合には、この限りではない。